

## Ⅱ、大阪の教育に関する質疑

### 1(1), 2(3)

#### Q(井前)

大阪の井前です。一昨年からの経緯があって、大阪の質問は、前文が長いのですが、まず、回答については、前文については、一切読んでもらえないのではないかなと感じました。

一つ目の第一項について、2013年のこの会議の中での質問に対する回答で、初中局の山口さんが、懲戒処分の事例が不適切なものであれば、その実態について当然文科省としても把握させていただき、その内容についても、懲戒処分調査というのは毎年行っている中で、その中において、必要な検討等は、させていただいているという回答があったので、この点に関わって、大阪の同一職務命令に3回違反した場合に、懲戒免職であると、いうふうな規定がされている、或いは、職務命令違反で減給処分等々こういう事例があるということについて調査を行っているのか、それについて文科省として調査の現段階はどうかという質問を昨年しました。ところがこれについては各地方でやっていることについてはお答えできません、という回答であって、神戸税関事件の最高裁判例があるので、各地方の問題だ、つまり文科省では調査をしているけど、その内容については、調査をしているけれどももしているだけだと、いうふうに考えてよいのかどうかこの点について質問しているのに、それについて、答えて下さい。

二つ目の、最低ランクの教員については、採用しないと、いうことについても、一昨年の質問の中では、採用しないことについて、Cランクとされると、自動的に不採用になります。ところが、それに異議を申し立てる機関というのが一切設定されていない、無権利の状態になっている。これについては法律的に問題ありということは、文科省の側から回答されたことですが、これについても、一切今日の回答では、地方の問題と言うことで、口は挟まない、とされているので、一昨年の回答内容と、去年今年の内容では全然違いますから、ここについて、誠意を持って回答していただきたい。

#### A(堀家)

まず、一件目ですが、こちらも過去の経緯を踏まえた上で、回答させていただいておるんですけど、調査としては、各都道府県、指定都市、教育委員会の懲戒処分等の状況に関しては、把握をさせていただいております。一方で、各教育委員会の各任命権者の行う処分に関しては、基本的には繰り返し申し上げますけど、過去、神戸税関事件の判例でも判示されております通り、それぞれの懲戒権者が、処分するかしないか、などその量定を含めて判断する権限を有しているところでございます。なのでわれわれの見解としては、いま以上申し上げた通りでございます。

二件目ですが、人事評価に関してですが、今回、法改正がなされまして、人事評価というものを、人事管理の基礎とすると位置づけられております、ですので、これを踏まえて、各教育委員会において、適切に運用していただきたいというのがわれわれの見解です。以上です。

### 4(6)

#### Q(奥野)

大阪府立の支援学校の奥野と言います。5頁の「いかなる場合にも起立斉唱を優先させる職務命令や指示」についてのところの質問に関わってなんですけど、先ほどちょっと言いましたけど、例えば、医療的ケアのことについては、本当に必要であるからということで、認められてきたわけですね。で今回、介助のために、卒業式というものに、積極的に、自立的に、生徒が参加するために、回りで起つよりは、起てない生徒のそばに座ったままの人間が何人かいる方がよい、そういう判断も出来るわけで、それを大阪府教委とも話し合ってきたわけなんですけど、処分が出されました。そういう暴走が許される組織になってしまっているわけです。その辺の調査をして欲しい、ということと、ここに今日来られている中に、特別支援教育の担当の方がおられるかどうか分からないのですが、見解をお聞きしたいんです。

だからまず、一般論で言えば、特別支援学校で、肢体不自由で立てない生徒が、半分ぐらいいる中で、起立斉唱の国歌斉唱というプログラムが必要かどうか、それから実際にそれによって、発作なり、発作というのは、取り残されたような気持ちになるんですね、回りが起って、自分は立てない状況になると、そんな中で、教員が判断して、座っていると

うことそれに対して、さっき言われました職務命令が出されているんだから、職務命令に違反したら処分されて当然だ、そんなふう一刀両断みたいにしていいのかどうか、よろしくをお願いします。

**A(堀家)**

ご回答申し上げます。特別支援学校における国旗国歌の実施に関しましては、ご指摘の通り、特別に配慮する必要があると、いうふうにわれわれの方で考えております。一方で、あくまで国旗国歌の掲揚斉唱の実施方法に関しては、社会通念に従って、各教育委員会で会ったり、各学校長が適切に判断するものでございます。ですので、その適切な判断の中に、実際に特別支援学校の現場においてどのような事態が生じるのか、というものを踏まえた上で、各学校、各教育委員会の方で判断していただきたいというふうに考えております。その上で、きちんと国旗を掲揚し国歌を斉唱するように、というふうに職務命令が発せられた場合には、当然それには、従う義務があるというふうに考えております。

(一律が適切じゃないんだよ)

**Q(奥野)**

社会通念で、どういうものですか。それと、私はどこでも、国旗国歌の強制は間違っていると思うのですが、特別支援学校における国旗国歌についてやっていくというその根拠、文科省としての論を教えてください。

**A(堀家)**

国旗掲揚国歌斉唱の実施に関しましては、先程来申し上げておりますが、学習指導要領の中に定めがございまして、それに基づいて、各学校においては、教育課程を編成して、実施していく必要がございまして。

**Q(奥野)**

社会通念はどうですか。

**A(堀家)**

社会通念というのは、一般的なものが社会通念でございまして、個別具体的に申し上げることは難しいですけれども、

**Q(奥野)**

日本においては、学校に教員に、強制、処分することによって、不起立をゼロにしていこうとしている、それが社会通念になりつつあるんですけどみんなが自然に国旗国歌を敬うのではなく

**A(堀家)**

学校現場において、最も適切な方法を教育委員会であつたり、各学校長が、判断をするということになっております。

(分かりやすい言葉で言えよ)

**Q(永井)**

ちょっといいですか、特別支援学校については、特別な配慮が必要だと今答えたでしょ。それどういうことか、文書でも出しているんですか。ただ社会通念上だけで、それを収めようとしているのか。特別支援学校いろんなところがあるんですよ。

**A(堀家)**

ですので、国旗掲揚国歌斉唱の実施方法に関しては、社会通念に従って、各教育委員会や各学校長が判断……

**Q(永井)**

そうじゃなくて、特別支援学校については、特別な配慮が必要だと言ったじゃないか

**A(堀家)**

社会通念に従って、判断が出来る範囲内……

(それじゃ配慮ないじゃないか、全然)

**Q(永井)**

じゃ特別支援学校でどんな社会通念上のどんな事態が起きているか分かっているの、

**A(堀家)**

個別具体には申し上げられません

(話にならない) 騒然

**Q(永井)**

全く状況を把握せずに、言葉だけで言っているということがよく分かりました。

(もうちょっと勉強せいよ、答にならないじゃないか、不勉強すぎるぞ)